

東京交通新聞 2011 年（平成 23 年）1 月 10 日（月曜日）

<年頭所感>

「UD車の教育課程開発」

全国福祉輸送サービス協会 会長 漢 二美



あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お元気で新しい年を迎えられたことと思います。

日本経済そして福祉輸送を取り巻く事業環境は依然として厳しい状況にあります。会員の皆さまには福祉輸送事業者としての責任を的確に果たされておりますことに心から敬意を表する次第であります。

私も微力ではありますが、福祉輸送事業の発展に向けて精一杯頑張りますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、日常的な協会運営につきましては、副会長の皆様に大変なご苦勞をお願いしております。

さて、財団法人全国福祉輸送サービス協会は昭和 52 年 11 月に設立された任意団体、全国身体障害者専用輸送車連絡協議会を前身とし、平成 10 年 10 月に現在の財団法人へと発展し今日に至っております。

その中で平成 20 年 12 月 1 日に公益法人制度改革関連法が施行されたことに伴い、同法に基づき現在、一般財団法人への移行手続きをすすめております。この三十有余年、一貫して福祉輸送の発展に寄与してきた財団法人「全福協」が、本年は新しく一般財団法人「全福協」へと衣替えをし、先輩が築いてきた組織の新たな発展のページを開く年となります。皆さま方の一層のご理解とご支援ご協力をお願いいたします。

現在、タクシー事業者はタクシー特措法（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法）のもとに、その活性化、適正化に向けた大変困難な事業に取り組んでおります。更には、タクシー事業のための法律である「タクシー事業法」（仮称）制定の動きも出てきております。

道路運送法の許可を受けて福祉輸送事業を行う立場からも、これらの一連の動きには大きな関心を寄せております。タクシー事業者の皆さまの英知をかたむけた論議の中で、タクシー事業の未来が明るいものとなることを期待するものです。

また現在、国土交通省において「交通基本法」制定に向けた議論が進められております。この法律は、これからの社会における有効な指針になるものと考えますが、私たちは交通基本法の理念により、高齢者や障害者が手軽にタクシーや福祉タクシーを利用できるように、その輸送に係る費用の適正な負担等を含めて国及び自治体等に対し強く要望するものです。

タクシー事業はバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）により「約 18000 台の福祉車両を整備する」との指針も定められておりましたが、目標の平成 22 年までに達成することができませんでした。現在、新しい目標値による整備

方針の策定が進められております。私たちはこの法律の目標とするところを深く自覚し新しい目標に向かって一層の努力を果たす所存です。

更にはバリアフリー新法に基づき、国土交通省においてユニバーサルデザイン（UD）車両開発の検討がすすめられており、UD タクシー車両の販売も始まっております。全福協はこのUD 車両開発の動きにあわせて全タク連と共に、これに対応したタクシー運転者教育カリキュラムの開発を進めており、本年はその運用の第一歩をしるす年になると考えております。皆様方のご理解とご協力を心からお願いいたします。

また、私たちがすすめている福祉輸送については青ナンバー事業者としての立場を堅持し、そして何よりも大切な輸送の安全の確保に努め、事故の防止は全ての原点であるという責任と自覚のもとに事業を進めて参ります。

最後に本年も会員の皆様と精一杯頑張るとともに、全国団体としてその存在を示せるよう努力して参る所存でございます。会員の皆様にはこれまで以上のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、各位のご繁栄とご健勝を祈念致しまして年頭の辞と致します。